

入院時食事療養・生活療養について

【入院時食事療養】

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前8時，昼食：午後0時，夕食：午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養標準負担額（1食につき）	
所得区分	標準負担額
現役並み・一般	550円
低所得Ⅱ	270円
うち過去12ヵ月で 90日を超える入院	220円
低所得Ⅰ	130円
指定難病	330円

【入院時生活療養】

生活環境負担額（1日につき）65歳以上
430円

2026年6月1日

井原市立井原市民病院